

証券総合取引約款新旧対照表

(変更箇所は下線部分です。)

新	旧
<p>3. (証券総合取引の利用)</p> <p>(1) (現行通り)</p> <p>(2) お客さまは、上記(1)⑦のうち利金・収益分配金・配当金を累投口へ入金する場合の取引については、ご希望により次の各号に掲げる取引方法がご利用いただけます。</p> <p>①公社債券及び証券投資信託受益証券の利金・収益分配金を公社債投信累投口又はグリーン公社債投信累投口へ入金する方法</p> <p>②上記①の方法に加えて、非居住者の発行する公社債券及び証券投資信託受益証券の利金・収益分配金を公社債投信累投口又はグリーン公社債投信累投口へ入金する方法</p> <p>③ <u>削除</u></p> <p>(3) ~ (6) (現行通り)</p>	<p>3. (証券総合取引の利用)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) お客さまは、上記(1)⑦のうち利金・収益分配金・配当金を累投口へ入金する場合の取引については、ご希望により次の各号に掲げる取引方法がご利用いただけます。</p> <p>①公社債券及び証券投資信託受益証券の利金・収益分配金を公社債投信累投口又はグリーン公社債投信累投口へ入金する方法</p> <p>②上記①の方法に加えて、非居住者の発行する公社債券及び証券投資信託受益証券の利金・収益分配金を公社債投信累投口又はグリーン公社債投信累投口へ入金する方法</p> <p>③<u>公社債券及び証券投資信託受益証券を第3章に定める新光MMF（マネー・マネージメント・ファンド）累投口へ入金する方法</u></p> <p>(3) ~ (6) (省略)</p>
<p>8. (自動買い付け)</p> <p>(1) ~ (2) (現行通り)</p> <p>(3) お客さまが当社に信用取引口座を開設し、かつ建玉がある場合、<u>又はお客さまがネット信用取引口座を開設している場合は、上記(1)及び(2)にかかわらずMRFの買い付けは行いません。</u></p> <p>(4) (現行通り)</p>	<p>8. (自動買い付け)</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) お客さまが当社に信用取引口座を開設し、かつ建玉がある場合、上記(1)及び(2)にかかわらずMRFの買い付けは行いません。</p> <p>(4) (省略)</p>
<p>9. (自動換金)</p> <p>(1) (現行通り)</p> <p>(2) お客さまが当社に信用取引口座を開設し、かつ建玉がある場合、<u>又はお客さまがネット信用取引口座を開設している場合は、上記(1)にかかわらずMRFの換金を行いません。</u></p>	<p>9. (自動換金)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) お客さまが当社に信用取引口座を開設し、かつ建玉がある場合、上記(1)にかかわらずMRFの換金を行いません。</p>

新	旧
<p>10. (取引の解約) MRF累投口の自動スweep取引は、次の場合に解約されるものとします。 (1) (現行通り) (2) <u>お客さまが死亡したことが判明したとき</u> (3) <u>やむを得ない事由により当社が解約を申し出たとき</u></p>	<p>10. (取引の解約) MRF累投口の自動スweep取引は、次の場合に解約されるものとします。 (1) (省略) (追加) (2) <u>やむを得ない事由により当社が解約を申し出たとき</u></p>
<p>12. (累積投資の申し込み) お客さまは、買い付けを希望する投資信託受益権等の種類に応じて、累積投資コース(財形及びミリオン(従業員積立投資プラン)を除きます。以下「累投口」といいます。)ごとに、第1章に定める方法により申し込むものとします。ただし、既に他の累投口において上記の方法により、申し込みが行われ契約が締結されているときは、第1回目の払い込みをもって契約の申し込みが行われたものとします。</p>	<p>12. (累積投資の申し込み) お客さまは、買い付けを希望する投資信託受益権等の種類に応じて、累積投資コース(財形、ミリオン(従業員積立投資プラン)及び株式累積投資を除きます。以下「累投口」といいます。)ごとに、第1章に定める方法により申し込むものとします。 ただし、既に他の累投口において上記の方法により、申し込みが行われ契約が締結されているときは、第1回目の払い込みをもって契約の申し込みが行われたものとします。</p>
<p>削除 以下、条文繰り上げ</p>	<p>18. (キャッシング(即日引き出し)) (1) <u>お客さまは、上記17.の返還請求に基づき当社が引き渡すべき金額相当額について、返還の請求を行う日の当日に受け取りを希望する場合は、次の方法(以下「キャッシング」といいます。)によります。</u> ① <u>キャッシングの申し込みがあった場合には、当社は新光MMF累投口、MHAMのMMF累投口及びMHAM中期国債ファンド累投口の残高とキャッシングの申し込みがあった日の前日までの果実に基づき計算した返還可能金額又は新光MMF累投口及びMHAMのMMF累投口は500万円、MHAM中期国債ファンドは100万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、新光MMF累投口、MHAMのMMF累投口及びMHAM中期国債ファンド累投口を担保に金銭を貸し出します。</u> <u>ただし、お客さまの取引状況その他の事由に基づき、当社の判断により貸し出しをしない場合もあります。</u> <u>なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。</u> <u>返還可能金額=解約口数×返還請求日の前日の基準価額+解約される投資信託受益権に係るキャッシングの申し込みがあった日の前日まで分配金(A)-源泉税相当額{(A)×(国税率+地方税率)}</u> ② <u>上記①のキャッシング申込日に、当社は、当該貸し出しの担保として当</u></p>

新	旧
	<p><u>該申込日の前日までの計算に基づき、上記①のキャッシングの貸し出しによる金銭に相応する新光MMF累投口、MHAMのMMF累投口及びMHAM中期国債ファンド累投口について、その投資信託受益権に質権を設定すると同時に、上記17.の換金手続きを行います。</u></p> <p><u>③上記②の換金手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出残高全額の返済にあてます。当該金銭のうち上記①のキャッシング申込日から当該受渡日前日までの果実から源泉税相当額を差し引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、貸出金利として当社がもらい受けます。</u></p> <p><u>②の換金手続きに基づく金銭 - ①のキャッシングの貸し出しによる金銭（なお、当該貸出金利に相当する果実の明細はお客さまにお知らせしないことがあります。）</u></p> <p><u>④当社は、上記②の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額（1口=1円）を下回ったときは、上記②の換金手続きに基づく金銭と上記①のキャッシングの貸し出しによる金銭及びその利息との差額をお客さまに請求できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 上記(1)の申し込みは、当社所定の手続きによってこれを行い、当社所定の方法によりお客さまに金銭をお引き渡しします。</u></p>
<p>40. (保護預かり証券の保管方法及び保管場所) 当社は、保護預かり証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預かりします。</p> <p>①保護預かり証券については、当社が定める保管場所において安全確実に保管します。</p> <p>②～④ (現行通り)</p>	<p>41. (保護預かり証券の保管方法及び保管場所) 当社は、保護預かり証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預かりします。</p> <p>①保護預かり証券については、当社において安全確実に保管します。</p> <p>②～④ (省略)</p>
<p>68. (元利金の代理受領等) (現行通り)</p> <p>①支払代理人が発行者からこれを受領したうえ、当社がお客さまに代わって支払代理人からこれを受領し、お客さまが指定した預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金又はお客さまのご請求に応じて当社からお客さまにお支払いします。</p>	<p>69. (元利金の代理受領等) (省略)</p> <p>①支払代理人が発行者(支払代理人が選任されている場合には支払代理人)からこれを受領し、当社がお客さまに代わって支払代理人からこれを受領し、お客さまが指定した預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金又はお客さまのご請求に応じて当社からお客さまにお支払いします。</p>

新	旧
② (現行通り)	② (省略)
71. (この節の趣旨) この節は振替有価証券のうち投資信託受益権 <u>(上場投資信託受益権を除きます。)</u> の取り扱いについて定めるものです。	72. (この節の趣旨) この節は振替有価証券のうち投資信託受益権の取り扱いについて定めるものです。
123. (取引のご報告) 当社にご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第37条の4等の規定に基づき、遅滞なく、契約締結時交付書面を交付いたします。 (郵送又は「 <u>金融商品取引業等に関する内閣府令</u> 」(以下、この約款において「 <u>内閣府令</u> 」といいます。))等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下、取引残高報告書について同じ。)	123. (取引のご報告) 当社にご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第37条の4等の規定に基づき、遅滞なく、契約締結時交付書面を交付いたします。 (郵送又は「 <u>企業内容等の開示に関する内閣府令</u> 」等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下、取引残高報告書について同じ。)
124. (取引残高報告書) (1) 当社は内閣府令第98条等の規定に基づき、四半期に1回以上、期間内のお取引の内容、お取引後の残高を記載した取引残高報告書を残高照合のための報告内容を含めお客さまに交付いたします。 お取引がないお客さまは、残高がある場合には1年に1回交付いたします。 (2)~(3) (現行通り)	124. (取引残高報告書) (1) 当社は <u>金融商品取引業等に関する内閣府令第98条等の規定</u> に基づき、四半期に1回以上、期間内のお取引の内容、お取引後の残高を記載した取引残高報告書を残高照合のための報告内容を含めお客さまに交付いたします。 お取引がないお客さまは、残高がある場合には1年に1回交付いたします。 (2)~(3) (省略)
付則 この改正は、平成28年7月25日から施行する。 以上	付則 この改正は、平成27年12月15日から施行する。 以上

以上